

A6 原則として生計を一にする親族に支払った給与は必要経費にはなりません。ただし、青色事業専従者給与の要件を満たせば、給与として適正額は必要経費になります。また、生計を別にする親族に対する給与は必要経費になります。

(1) 親と子が生計を一にする場合

(ア) 青色事業専従者給与の特例

承継後に親が子の診療所から勤務医として給与を受ける場合、親子が生計を一にしているときは、原則としてその給与は子の事業所得の計算上必要経費にはなりません。

ただし、子が青色申告書である確定申告書を提出し、青色事業専従者給与に関する届出書に記載した方法に従って、記載されている金額の範囲内で、一定の要件の下に、青色事業専従者に支払った労務の対価として相当な金額は必要経費に算入することができます。

なお、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

(イ) 事業専従者控除

承継後の子が白色申告者である確定申告書を提出している場合に、生計一の親族がその診療所の事業に専ら従事しているときは、給与支給の有無に関係なく、下記の (a) または (b) の金額のうちいずれか低い金額が事業専従者控除額として、子の事業所得の計算上必要経費とみなされます。

(a) 500,000 円 (配偶者である事業専従者は 860,000 円)

(b) 事業所得等の金額 ÷ (事業専従者の数 + 1)

なお、白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

(2) 親と子が生計を別にする場合

親と子が生計を別にする場合には、親がその子の診療所から勤務医として受ける給与は、第三者である使用人と同様に取り扱います。よって、その給与は子の事業所得の計算上必要経費になります。